

令和6年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

府省名	警察庁	公開プロセス開催日		6月19日			
令和5年度事業番号	事業名	令和5年度補正後予算額(単位:百万円)	令和6年度当初予算額(単位:百万円)	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点
4	通信教養	272	225	ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの	警察情報通信研究センターにおいて、警察における情報通信に関する技術的研究を行うほか、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターにおいて、情報技術解析業務の高度化・効率化に資する研究・研修を行う。 また、警察情報通信学校において、初任教養及び幹部教養、警察情報通信施設の維持管理、運用等に必要な専門的技術等の教養を行う。	情報通信技術が広く国民全体に拡大・浸透しており、警察においても情報通信に関する研究及び専門的技術等の教養の重要性が高まっているため。	○ 近年のサイバーセキュリティや情報解析技術がどのように変化しており、どのような点が課題か。その課題を研究や教養計画にどのように反映させていくか。 ○ 教養について、警察職員の技術・能力の向上につながったかどうかを、どのように評価していくか。 ○ 研究・研修、教養等に要する経費は適切か。 ○ 研究を行った技術について、警察活動に適切に反映できているか。
55	警察情報通信設備等に関する対策	6,558	2,404	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	警察情報通信設備等の更新整備を実施する。実施内容は、①「令和3年度を基準として、設置年数50年以上経過した無線中継所の更新・改修」、②「耐用年数を超過した警察電話用交換装置の更新整備」、③「耐用年数を超過した衛星通信システムの更新整備」、④「耐用年数を超過したヘリコプターテレビシステムの更新整備」の4つ。	警察活動の基盤となる事業であり、予算規模も大きく、今後も継続が見込まれることから、金額や仕様等について見直し・検討する必要があるため。	○ 近年の技術の進歩に伴い、求められる警察情報通信設備に変化はあるか。その変化にどのように対応していくか。 ○ 人件費、資材の高騰等の情勢の変化を踏まえて、どのような努力・工夫を行うか。 ○ 設備の更新計画にはどのような課題があるのか。その課題を解決するにはどのような対応が必要か。更新計画は適切なものとなっているか。
28	交通取締り資機材等の整備	237	192	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	高速道路の新規供用開始した路線等に速度違反自動取締装置を整備するとともに、耐用年数を超過した既設の同装置を計画的に更新する。 また、一般道について、同装置の整備及び既設の装置の更新に要する費用を補助するほか、固定式の取締装置の整備が困難な一般道において可搬式速度違反自動取締装置の活用を予定している都道府県に対し補助を行う。	継続的に速度違反自動取締装置や可搬式速度違反自動取締装置の導入が見込まれることから、次期当該資機材の導入に向け、事業の効果等を検証することが有用であると考えられるため。	○ 近年の交通取締りにおける課題は何か。 ○ 速度違反による交通事故の傾向・性質にはどのような変化があり、変化に伴って資機材に求められる要素は変わっているのか。 ○ 資機材の整備計画にはどのような課題があるのか。その課題を解決するにはどのような対応が必要か。 ○ 資機材の整備計画は適切なものとなっているか。
17	警察における科学捜査力の強化	6,268	4,913	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	全国一定水準の科学捜査力を確保するため、各種鑑識・鑑定業務に必要な資機材や運用に必要な物品等を整備し、被疑者の迅速な特定や余罪の割出しを図る。	各種鑑識・鑑定業務に必要な資機材や運用に係る調達・整備を見直すことは、今後の警察における科学捜査力を強化し、全国一定水準の科学捜査力の確保に有効であるため。	○ 近年の鑑識・鑑定技術や犯罪傾向はどのように変化しているか。 ○ 当該変化に伴い、求められる資機材に変化はあるのか。変化にどのように対応していくか。 ○ 資機材の整備・調達にはどのような課題があるのか。その課題を解決するにはどのような対応が必要か。 ○ 鑑識・鑑定の処理水準(受付から処理するまでの期間など)を維持するために、故障防止の取組や資機材更新の取組としてどのような工夫、努力をしているか。 ○ 科学捜査力の強化という本事業の最終目標は、資機材の整備のみで達成できるものではないと考えられるところ、他のどのような事業と合わせて達成を目指すのか。政策体系全体において、本事業に求められる役割は何か。 ○ 資機材の整備・調達の在り方について見直す余地はないか。

(注1)公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。(注2)事業番号欄には、令和5年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3)対象事業は事業単位で対象とすることし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～カのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの